

東根市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

東根市教育委員会

目 次

	ページ
1. はじめに	1
2. 計画策定の趣旨	1
3. 本市の現状	2
4. 目標	3
5. 計画の期間	3
6. 目標達成を目指した具体策（業務量管理・健康確保措置の内容） . . .	3
1. 教師の業務量の適正化に係る取組	4
（1）「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	4
（2）学校における措置の推進	8
2. 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	9
7. 今後のフォローアップについて	10

1. はじめに

現代社会の変化に伴い、教育職員の業務は劇的に増加・多様化しています。本市でも授業や事務処理に加え、部活動、不登校・いじめ、要支援児童生徒への対応など多岐にわたる業務を教育職員が抱え込んでいます。近年は保護者等からの過度な要求やクレーム（カスタマーハラスメント）も増加し、精神的な疲弊を招いています。これらが要因となり、本来専念すべき授業準備や研修等の時間が削られ、長時間労働の常態化を招き、ひいては児童生徒の学びの保障や学力向上を阻害しています。

また、こうした実態には、学校現場では長年、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」）」に基づく「教職調整額の支給と時間外勤務手当等の不支給」という仕組みや、校長の勤務時間割り振り裁量のもとで、業務が教育職員の「自主的な勤務」として肥大化しやすい構造的背景がありました。

こうした中、令和7年6月に給特法が改正され、長時間労働の是正に向け、時間外在校等時間の上限規制や健康確保措置などの枠組みが示されました。あわせて、各教育委員会に「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定と、進捗状況の毎年の公表等による継続的な改善が義務付けられました。

本計画は、本市の現状や法改正を踏まえ、「学校における働き方改革」を一層推進することで、教師の「働きやすさ」を確保し、「使命感ややりがい」と両立できる、持続可能な職場環境を創出するとともに、教育職員の「心身の健康確保措置」を確実に講じるための行動計画として新たに位置づけるものです。

2. 計画策定の趣旨

本計画は、改正後の給特法第8条第1項に基づき策定するものです。

市教育委員会と学校が連携し、これまでの制度見直し、意識改革や業務改善、すなわち「働き方改革」を一体的に進め、持続可能な教育現場を実現することが急務です。

本市の現役教員が疲弊することなく、夢や希望をもち、高い活力のもとで勤務に精励できる環境を整備し、これにより、教育職員の健康確保と業務の適正化を通じて、質の高い教育を本市児童生徒に提供し、すべての子どもたちの「学びの保障を実現していくこと」こそが、計画策定の趣旨です。

3. 本市の現状

本市教育職員の時間外在校等時間の状況は、以下のとおりです。

【時間外在校等時間の状況（令和7年度）】

	年平均	月 45 時間を 上回る割合（平均）	月 80 時間を 上回る割合（平均）
小学校	月 32.3 時間	22.8%	0.0%
中学校	月 32.9 時間	36.5%	0.0%

※ 山形県教育委員会が示す「山形県公立学校における働き方改革プラン」を参酌した「時間外在校等時間調査」より。

(1) 小学校における現状と要因

小学校では、国の指針である「月 45 時間」の上限を超える割合が 22.8%となっています。特に、校務分掌（学校内の校務の分担）や生徒指導、保護者対応、日々の授業準備に時間を費やしている状況です。

(2) 中学校における現状と要因

中学校では、「月 45 時間」を超える割合が 36.5%と小学校を上回っています。小学校と同様の校務分掌に加え、部活動指導、生徒指導、保護者対応に時間を費やしている状況です。

(3) 共通の傾向

小・中学校に共通していることとして、4 月、9 月、10 月に時間外在校等時間が増加する傾向が見られます。具体的には、4 月は新年度の体制構築に伴う校務分掌や当初業務、9 月及び 10 月は運動会や学習発表会、部活動等で増加している状況です。

4. 目標

本計画において達成を目指す目標は、以下のとおりです。

■ 時間外在校等時間に関する目標

- (1) 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする
- (2) 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする

・ 現在（令和 7 年度）	…	(1) 77.7%	(2) 32.6 時間
---------------	---	-----------	-------------

■ ワーク・ライフ・バランスの実現に関する目標

- (1) 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 13 日以上にする
- (2) ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 5 %以下まで減少させる

・ 現在（令和 7 年度）	…	(1) 12 日(R7.1～12)	(2) 5.69%
---------------	---	-------------------	-----------

5. 計画の期間

令和 8 年度 ～ 令和 11 年度

6. 目標達成を目指した具体策（業務量管理・健康確保措置の内容）

目標を達成するため、本計画期間中の重点事項として、以下の取組を進めます。

- (1) 教師の業務量の適正化に係る取組
- (2) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

1. 教師の業務量の適正化に係る取組

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

国指針（※₁）では、学校又は教師（※₂）の業務を、以下の3分類 19 項目に整理しています。

※₁「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（文部科学省）

※₂教育職員のうち、副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。）、指導教諭、主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。）、教諭、助教諭及び講師をいう。

【国指針が示す業務の3分類 19 項目】

ア 学校以外が担うべき業務
① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③ 学校徴収金の徴収管理 ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
イ 教師以外が積極的に参画すべき業務
⑥ 調査・統計等への回答 ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ⑧ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ⑩ 校舎の開錠・施錠 ⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫ 校内清掃 ⑬ 部活動
ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
⑭ 給食の時間における対応 ⑮ 授業準備 ⑯ 学習評価や成績処理 ⑰ 学校行事の準備・運営 ⑱ 進路指導の準備 ⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

本市では、国指針が示す業務分類のうち、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

ア 学校以外が担うべき業務

● 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（３分類②関係）

- ・放課後から夜間等における校外の見回り活動については、警察による見回りのほか、地域のボランティアによる青色防犯パトロール車での巡回、東根市青少年補導センター補導委員の見回りに委ねることとし、学校による自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

● 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整（３分類④関係）

- ・教頭や特定の役職者に負担が集中しないように、市内全小・中学校へのマネジメントを目的とした地域学校協働活動推進委員の配置と地域学校協働本部の設置を目指す。

● 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等、学校では対応が困難な事案への対応（３分類⑤関係）

- ・弁護士等の専門家を活用できる環境を整備することで、教師の心理的な負担軽減と組織的な解決を目指す。
- ・学校が電話の受信を控える時間帯の設定及び通話内容の録音機能の運用を継続する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

● 調査・統計等への回答（３分類⑥関係）

- ・調査内容、回答方法等を精査・工夫したうえで、校務支援システムの機能等を活用することにより、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

● **ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（3分類⑧関係）**

- ・学習用タブレットや個人情報等の管理は、民間委託業者が市教育委員会（以下「市教委」という。）と連携して対応に当たる。
- ・ICT支援員が定期的に各学校を巡回して、ICT機器の効果的活用についての助言や機器管理の支援を行う。
- ・学習用タブレットの破損・故障報告やアカウントの発行については、民間委託業者に支援を依頼し、事務負担を軽減する。

● **学校プールや体育館等の施設・設備の管理（3分類⑨関係）**

- ・小・中学校の水泳授業の民間委託をトライアル（令和8年度3校）で実施することにより、教育職員による学校プール施設の管理業務等のあり方を検討する。民間委託できない学校については、学校プールの管理負担を軽減するための手法について検討を行う。
- ・学校開放については、予約システムの構築を検討する。

● **校舎の開錠・施錠（3分類⑩関係）**

- ・開錠及び施錠について、特定の教師に負担が集中しないよう役割分担をしながら、勤務時間内で行えるよう工夫する。
- ・施錠については、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の活用など、幅広く検討する。

● **校内清掃（3分類⑫関係）**

- ・教員業務支援員や地域ボランティアの支援を得ながら清掃の効率化を図り、児童生徒、教師による校内清掃の実施回数を減らす。

● **部活動（3分類⑬関係）**

- ・部活動の地域展開により、指導を地域の指導者等が担い、専門性を有する地域人材を活用することで、子どもたちにとって質の高い活動機会を確保する。
- ・令和8年度から活動時間は、原則、平日1時間・週4日以内、休日部活動を完全地域展開し、活動時間の適正化を図る。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

● 授業の準備（3分類⑮関係）

- ・ 大型提示装置（電子黒板）を活用し、教材や協働学習成果・情報収集内容の映像化により、自作教材作成時間を削減する。
- ・ 授業支援ツールを活用し、学習成果物の収集方法のデジタル化による評価時間を削減する。

● 学習評価や成績処理・進路指導の準備（3分類⑯⑰関係）

- ・ 児童生徒の理解度等を容易に把握できるA I型学習教材の活用推進を図る。
- ・ クラウド型校務支援システムの導入により、教育データの利活用を進めるために、教育ダッシュボードを構築する。

● 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（3分類⑱関係）

- ・ 相談ニーズの増加に合わせ、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー（各中学校区2名）の適正配置を図り、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ スクールサポーターの適正配置を行うとともに、スクールサポーターに対する研修を年1回以上実施することで、効果的な支援を促進する。
- ・ 外国籍の児童生徒に対し、日本語指導に係る日本語支援員を派遣する。
- ・ 医療的ケアが必要な児童生徒に対して、学校看護師を配置する。
- ・ 不登校児童生徒への対応にあっては、教育支援センター「ハートフルスクール」の機能強化など効果的な支援を促進する。
- ・ 子育て、福祉、警察等の関係機関と連携・協働し、必要な支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

各学校においては、以下の措置を推進することで、教師が担う業務の適正化を図ります。

● 1日及び1週間当たりの授業時数の平準化

教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する観点から、教育課程の創意工夫、見直しを行う。

● 年度当初の負担軽減を考慮した教育課程の編成

教育課程の編成・実施に係る年度当初の準備の負担の観点に留意した始業日の設定を行う。

● 1086時間以内の年間の授業時数の実施

市内全小・中学校が、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）において定められる標準授業時数1015時間から1086時間以内で年間計画を作成し実施する。

● 学校行事の精選

一人ひとりが主役となる運動会等の体育的行事、学習発表会等の文化的行事において、実施時期や準備期間、役割分担、当日の運営について、教育的価値を検討し、効果的かつ効率的かつ充実感のある行事運営を実践する。

● 勤務時間内での教育計画の実施

放課後に行われる児童生徒の活動時間（補習及び部活動を含む。）を教師に割り振られた勤務時間内に適切に設定し、実施する。

● デジタル技術を活用した校務の効率化

クラウド型校務支援システムの導入により、学籍管理、出欠管理、保健管理、保護者連絡機能、勤怠管理を一元化することで、校務の効率化に努める。

● 勤務時間外の電話対応

教師の所定の勤務時間外での電話対応等は留守番電話で行うものとし、効果的な運用を行う。

2. 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、国指針を基に、以下について、取り組みます。

- 年次有給休暇や育児に係る休暇等、まとまった日数を連続して取得することを含めた取得促進のための職員への周知
- 教育職員の健康及び福祉を確保するため、在校等時間が一定時間（※）を超えた教育職員への医師による面接指導の実施
※ 1 箇月時間外在校等時間 80 時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる場合
- 各校の実態に応じた「退校時間設定日（定期・臨時）」の確実な実施の推進
- 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じた健康診断、医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の実施
- 心身の健康問題や保健指導を目的とした相談窓口を設置し、必要に応じて医師等への相談を勧奨
- 夏季休業中に、保護者等の理解のもと「日直を置かず、学校教職員が不在となる日」を設けることで休暇取得（夏季休暇・年次有給休暇等）を奨励

7. 今後のフォローアップについて

計画の実効性を確保するため、以下の取組を実施していきます。

- 1 市教委は、策定した計画（変更）及び実施状況と各校からの報告を集約した結果を総合教育会議に報告するとともに、HP等を活用し広く公表する。

（給特法第8条第3・4項）

- 2 市教委は、保護者及び地域住民その他の関係者の理解を得るため、市内全小・中学校の学校運営協議会委員に、その計画策定や背景について説明し、理解と協力について賛同を得る。

（国指針第2章第4節(2)）

- 3 校長は、勤怠管理システム（校務システム・タイムカード・パソコンの使用時間記録など）を活用し、始業終業時刻を客観的に記録管理することで、所属教育職員の在校等時間の状況を確実に把握する。

（国指針第2章第3節）

- 4 校長は、市教委策定の本計画を受け、基本的な方針を作成し、学校運営協議会で承認を得る。

（指針第2章第4節(2)、地教行法第47条の5）